

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	
事務事業名	要保護児童対策地域協議会運営事業
予算書の事業名	なし
事業期間	開始年度 平成19年度 終了年度 当面継続 業務分類 6. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02030100
部名等	民生部	
課名等	こども課	
係名等	子育て支援係	
記入者氏名	初道ゆかり	
電話番号	0765-23-1006	

政策体系上の位置付け	コード2	511003
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	1. 子どもたちの健やかな成長支援	
区分	なし	
基本事業名	養育支援体制の充実	

予算科目	コード3	000000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

◆事業概要 (どのような事業か)	単位	実績		計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
<p>要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関で情報共有と連携を行うために設置する協議会である。協議会のもと、代表者会議やケース会議を行う。各会議の運営、調整ほか要保護児童対策。</p>								
<p>対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 18歳未満の子どもとその世帯、保護者。</p>	対象指標	① 18歳未満の子どもの数 (年度末)	人	6,991	6,844	6,800	6,800	6,800
<p>手段 <平成22年度の主な活動内容> 要保護児童対策地域協議会、実務者会議、ケース会議の実施 *平成23年度の変更点 変更なし</p>	活動指標	① 協議会、実務者会議、ケース会議開催数	回	12	16	16	16	16
		② 相談受付件数	件	7	10	10	10	10
		③						
<p>意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 養育支援が整い、安心して子育てができ、子どもが健やかに成長しています。</p>	成果指標	① 相談中件数	件	7	10	10	10	10
		②						
		③						
<p>その結果 <施策の目指すすがた> 育児不安への相談体制や養育支援が必要な家庭への支援体制が整っています。</p>		↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
<p>◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 昭和23年4月1日児童福祉法の施行の後、児童虐待や育児不安の増加により平成16年同法が改正された。これにより児童家庭相談や虐待の早期発見のため市町村の役割が重視される。児童福祉法第25条の2 (要保護児童対策地域協議会等)、「市町村家庭児童相談援助指針」(平成17年)に基づき、平成19年2月に同協議会を設置した。</p>	財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)		0	0	0	0	0
		(2)地方債 (千円)		0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等) (千円)		0	0	0	0	0
		(4)一般財源 (千円)		0	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額(①~④の合計) (千円)		0	0	0	0	0
<p>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 協議会の発足により、魚津市児童虐待防止連絡協議会を廃止し、深刻な虐待に至る前の児童も対象とした。全国的に、社会の複雑化、核家族化、経済不安から子どもとその保護者が孤立し、発見が遅れるケースが多くなっている。連絡、調整として市の関与が求められている。</p>		①事務事業に携わる正規職員数 (人)		1	1	1	1	1
		②事務事業の年間所要時間 (時間)		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)		6,308	6,308	6,308	6,308	6,308
		事務事業に係る総費用 (A+B) (千円)		6,308	6,308	6,308	6,308	6,308
		(参考) 人件費単価 (円/時間)		4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
<p>◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 民生委員や学校から相談が持ち込まれる。関係機関からもっと会議を開いてほしいという要望あり。</p>	◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
	<input type="radio"/> 把握している	各市設置しているが、活動状況にばらつきがあり、実態を把握していない。						
	<input checked="" type="radio"/> 把握していない							

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 保護が必要な事態が発生した場合、対応が必要。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第 2 5 条の 2
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 家庭児童相談室運営事業。相談と一体化した展開が必要。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 要保護児童の状況が複雑化、多様化しており、削減の余地なし。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 要保護児童の状況が複雑化、多様化しており、削減の余地なし。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 法による受益者であり、適正化の余地なし。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 法による受益者であり、県内他市も同様である。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input checked="" type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input checked="" type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	年度
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	関係機関との連携の強化。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	関係機関との連携の強化。 成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

家族形態の多様化により、問題を抱える家庭が多くなり、児童の画数待につながることもあり関係機関の迅速で連携した活動のために必要な事業である。	二次評価の要否 不要
---	---------------